

田辺市周辺衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

制 定 平成14年 9月17日 規則第 1号
改 正 平成29年 3月 1日 規則第 2号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、管理者が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成14年田辺市周辺衛生施設組合条例第 1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号の規定による縦覧の期間のうち、田辺市周辺衛生施設組合の休日を定める条例（平成 2 年田辺市周辺衛生施設組合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止し、又は禁止することができる。

(市民の意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(見解書)

第 7 条 管理者は、意見書が提出されたときは、当該意見書についての見解を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した書類（以下「見解書」という。）を作成するものとする。

- (1) 意見書の概要
- (2) 意見書についての組合の見解

2 管理者は、前項の規定により見解書を作成したときは、次に掲げる事項を告示し、告示の日から起算して 1 週間、条例第 4 条第 1 項に規定する場所において当該見解書を公衆の縦覧

に供するものとする。

- (1) 対象施設の名称、種類及び設置場所
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 見解書を縦覧に供する場所、期間及び時間

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。